

一般質問のようすは、インターネットで配信をしています。2次元コードから、該当議員の動画へアクセスできます。(パソコンやスマートフォンで視聴できます。閲覧可能期間は2年間です。)

✓ 一般質問は、議員が市政全般について、自由なテーマで市長に質問・政策提言を行うもので、市民の声を市政に届けるものです。9月定例会では、16名の議員が一般質問を行いました。ここでは、質問と答弁の一部をご紹介します。なお、質問の内容は、質問した議員が作成しています。

入間小学校跡地のケヤキについて

衣川 千代子 (日本共産党)



録画配信の
2次元コード

- ①ケヤキを切ることに決まった経緯は。
- ②樹木医の観察では、木そのものが衰退しているとのことだが、診断書はあるか。
- ③事業者が緑を守り育てることや景観を守ることを頑張っている中で、ケヤキを残す方向で協議することについての見解は。

都市建設部長 ①樹木の専門家からは大木であることから、移植しても根づく保証はなく、さらに多額の費用が必要になると意見を伺っている。複合型商業施設の来店について、より制約のない魅力ある提案を求める必要があるなど、ケヤキを残すことは難しいと判断し、伐採、抜根を決定した。

②樹木医に観察証明や診断書などを作成していただいたわけではなく、専門家に現地でケヤキ

の状態を診断していただいた。改めて、樹木医に業務委託をして、ケヤキの状態を診断していただき、意見を求めている。

③複合商業施設の土地利用計画によりケヤキの周辺は駐車場として利用するため、アスファルト舗装で整備することになり、衰退がさらに進む可能性が高いと考えている。また、台風や老化などにより枝の落下や倒木による人的、物的被害のリスクがさらに高まることが想定され、安全面での懸念が払拭されない限り、現状においては難しいものと考えている。



ケヤキを生かす計画に見直しを

その他のテーマ▶ 入曽駅周辺整備事業について

市役所や学校などの公共施設に給水スポットを設置しよう!

笹本 英輔 (改進)



録画配信の
2次元コード

◆近隣市や全国でも設置が進んでいます!

公共施設に熱中症対策の観点から給水スポットを設置することについての見解は。

健康推進部長 マイボトルに給水可能な給水スポットを公共施設に設置している先進自治体の状況も調査し、各公共施設の所管課と導入の可能性について研究していく。

◆2050年カーボンニュートラル達成に向けて

市庁舎に給水スポットを設置すればプラスチックごみ削減が期待されるが、見解は。

総務部長 給水スポットについては、マイボトルを活用することでペットボトルなどの使い捨て容器を減らし、プラスチックごみの削減が図ら

その他のテーマ▶ 中学校校則公開・見直しの状況 ▶ 機能別消防団の検討を ▶ 女性消防団の活動拠点整備を

れる。以前、水道水を利用するウォーターサーバーの導入に向け検討をしたが、実現には至らなかった。ごみの削減効果や実施状況など導入自治体の事例を研究していく。

◆学校でウォーターサーバー導入を!

熱中症のリスクが高い時期に、小中学校に給水スポットを設置することについての見解は。

学校教育部長 熱中症対策として、全校にエアコンが設置され、適度な室温環境の中で生活している。児童生徒に水筒の持参を促し、屋外での活動や登下校時にも適宜水分補給をし、水筒の中身が足りなくなった場合、水道水を飲用している。ウォーターサーバーの設置については今後、研究していく。



熱中症対策・備蓄品として活用を

予測できない、見込みは立ててない、計画はない、との答弁

高橋ブラクソン久美子 (市民派無所属)



録画配信の
2次元コード

◆子どもの健全育成のための、親への支援拡充

中学生、小学生分の給食費を無償化することについての見解は。

学校教育部長 学校給食法において、給食センターなどの施設や設備、運営に伴う人件費などの経費は自治体が負担し、それ以外の学校給食食材費などは原則保護者が負担すると定められており、学校の設置者である自治体と保護者との協働により、学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの法の趣旨に基づき対応すべきものと考えている。

◆3歳児未満の保育料、保護者負担は大きい!

第2子以降の保育料を無償化することについての見解は。

こども支援部長 県の多子世帯保育料軽減事業費補助金により、第3子以降の保育料は半額となっており、令和3年度からは残りの2分の1を市が補助することで全額無償化した。第2子以降の保育料については、県の補助制度もないことから、現段階では無償化する考えはない。

◆小学生より高い保育園児の給食費!

保育園などにおける副食費を無料化することに対する見解は。

こども支援部長 現段階では副食費を無償化する考えはない。



親の支援はこども・未来への支援

その他のテーマ▶ 区画整理のまちづくりへの影響 ▶ 東中学校跡地の利用 ▶ 柏原、水富地区のまちづくり

市有地売却の行政手続きは選定委員会の決定に反してないか

田中 寿夫 (市民派無所属)



録画配信の
2次元コード

①「最低売却価格は撤去費等を引いた金額」であると選定委員会の全委員が確認したにも関わらず、市の負担で擁壁工事を行うことになった理由と工事費が正当だとする根拠は。

②市が優先交渉事業者に工事費負担を依頼した文書は存在するのか。

③優先交渉事業者が市に提出した変更工事に係る経費についての資料には、コストは平成29年2月現在の概算金額であり、今後、詳細図面の作成と詳細見積りにより金額が変更となる場合があるとされているが、正式な金額なのか。

企画財政部長 ①優先交渉事業者からは既存の擁壁を利用する提案であったことから、近隣住民の安全対策の要望を踏まえた追加の工事費用について協議した結果、当初の提示価格では賄

えない変更工事の経費は市が負担することとしたものである。変更工事に係る経費の内容が妥当であるか、技術的・専門的な資格などを有し、本業務の支援を委託していた事業者を確認している。

②契約締結の直前に急遽優先交渉事業者と協議を行い、土砂災害警戒区域の指定解除に向けて、擁壁築造に係る変更工事を、文書ではなく直接口頭で要請した。

③優先交渉事業者から提出のあった「土砂災害警戒区域の解除に向けての変更工事に係る経費について」に記載された3,540万円となる。



事実確認の
できない行政執行

ここに掲載していない一般質問の概要は、ホームページでご覧いただけます。ホームページをご覧にならない方には、FAXか郵送でお届けしますので、議会事務局にご連絡ください。

☎04-2968-6572